

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

■ 契約作家、施設、団体等との適切なライセンス管理体制を構築し、その価値が向上するように連携します。

### b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

■ 契約作家、施設、団体等およびデザイン等発注先との適切なアートデータ管理システムを構築しスムーズなアートデータの利用を促進します。

### c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

■ 2024年6月13日 自社独自に「責任あるものづくり宣言」を公表しました。

■ 2024年度の目標として下記5つを設定しています。

1. 長く寄り添えるクオリティで製品を提供
2. 過度な偏りのない関係構築で適量生産へ
3. 生産過程のうち1つ以上工場見学した商品が全体の60%以上
4. 最終製造80%、加工50%、原料30%のトレーサビリティを担保することを目指す
5. 自然環境に負荷の低い素材の使用割合を50%以上へ

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

#### 1. 3. その他(任意記載)

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分は、取引先との間で適正に取引価格に反映します。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、合理的な価格での取引を協議・依頼します。

2024年7月8日

株式会社ヘラルボニー

代表取締役 Co-CEO 松田 崇弥

代表取締役 Co-CEO 松田 文登